

判決年月日	平成19年3月8日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成18年（行ケ）10277号		
○ 請求項中の文言の解釈が誤りであるとして審決が取り消された事例。			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、「記録媒体用ディスクの収納ケース」に係る特許について、Xが無効審判請求をしたところ、特許庁は、請求項1に係る発明についての特許を無効とし、請求項2に係る発明についての審判請求は成り立たないとの審決をしたため、Xが、請求項2に係る発明についての審決の取消しを求めた事案である。審決は、請求項2に係る発明と引用発明との相違点6について、当業者が容易に想到し得たとはいえないとして、無効不成立とした。

本件では、「当接」という用語の意義が問題とされているところ、請求項2は、以下のとおりである。

「【請求項2】・・・該収納状態は、前記ディスク（100）を前記保持部（5）に嵌合したとき該ディスク（100）上面と前記保持部（5）上面間の距離が、前記ディスク（100）の厚み以下とされており、前記保持板（2）の裏面から前記保持部（5）の上面までの距離は4mm程度とされており、かつ前記カバー体（3）の内面と前記保持部（5）の上面とは当接するか又は、前記ディスク（100）の厚み以下の間隙が形成されており、かつ前記保持板（2）の裏面からカバー体（3）の上面までの厚みは6mm以下に設定されており、

前記カバー体（3）は、その一端部において前記保持板（2）の上下ヒンジ部（2a）の対向内面側にヒンジ結合されるヒンジ部（3a）を形成したヒンジ結合側端縁部と、該ヒンジ結合側端縁部とは反対側の自由端縁部と、これら両端縁部を介して対向する上下端縁部とを有する矩形状に形成されていて、前記ヒンジ結合により保持板（2）に対して閉じた前記収納状態から180°開いた状態に相対回動可能になっており、かつ、180°開いた状態において前記カバー体（3）におけるヒンジ結合側端縁部は前記保持板（2）のヒンジ結合側端縁部と当接可能になっており、・・・」

本判決は、「当接」の意義について、以下のとおり判示した。

「請求項２の「当接」との用語は、Ｙも指摘するとおり、一般的に用いられる言葉ではなく、広辞苑や大辞林にも登載されていないが、この言葉を構成する「当」と「接」の意味に照らすと、「当たり接すること」を意味すると解することができる。そうすると、請求項２の「前記カバー体（３）の内面と前記保持部（５）の上面とは当接する」とは、「カバー体（３）の内面と保持部（５）とが当たり接すること」を意味し、「前記カバー体（３）におけるヒンジ結合側端縁部は前記保持板（２）のヒンジ結合側端縁部と当接可能になっており」とは、「カバー体（３）のヒンジ結合側端縁部と保持板（２）のヒンジ結合側端縁部とが、当たり接することが可能な状態となっていること」を意味するものと一応理解できる。

これに対し、審決は、本件訂正明細書の【発明の実施の形態】に係る段落【００２８】【００３３】に基づき、「請求項２に記載される『・・１８０°開いた状態において前記カバー体（３）におけるヒンジ結合側端縁部は前記保持板（２）のヒンジ結合側端縁部と当接可能になっており、・・』なる構成について、その回動過程の１８０°開いた時点において、『カバー体（３）におけるヒンジ結合側端縁部』と『前記保持板（２）のヒンジ結合側端縁部』とは、当接をし更なる回動を完全に阻止するものではなく、その後の回動を可能とすることを前提にその位置において当接が可能になることを特定すると定めるものである」と認定した。

．．．

しかしながら、請求項２には、カバー体３が保持板２に対して収納状態（つまり０°）から１８０°開いた状態に相対回動可能になることと、１８０°開いた状態においてカバー体３と保持板２のヒンジ結合側端縁部が当接可能になることは記載されているが、カバー体３と保持板２とが１８０°開いた状態で当接した後、さらにカバー体３と保持板２とが相対回動するための構成についての記載はない。したがって、請求項２の「当接」が、カバー体３と保持板２が１８０°を超えて相対回動することを前提としているということとはできない。

また、特許請求の範囲において同一の用語が複数用いられている場合には、特に異なる技術的意義を含むと認められない以上、同一の意味を有すると解すべきところ、請求項２には「カバー体（３）の内面と前記保持部（５）の上面とは当接する」との記載がある。ここにいう「当接」は、単に「当たり接すること」を意味すると理解するほかなく、「その後の回動を可能とすることを前提にその位置において当接」することを意味するとは理解できない。

審決は、「当接」の解釈に当たり、本件訂正明細書の段落【００２８】【００３３】の記載を参酌しているところ、これらの段落には、以下の記載がある。（明細書の引用省略）

上記記載によれば、なるほど、カバー体３と保持板２とが「当接」した後、その「当接状態」を乗り越えて、カバー体３と保持板２との相対回動を許容する構成が記載されていると認められる。

しかしながら、上記各段落の記載を参照するとしても、「当接」という用語自体はいずれも「当たり接すること」を意味するものとして用いられているというべきであり、しかも、上記各段落の記載は、本件発明２の実施例についての説明であり、請求項２自体には、カバー体３と保持板２とが１８０°開いた状態で「当接」した後、その「当接状態」を乗り越えて、カバー体３と保持板２との相対回動を許容するとの構成についての記載はないことは前記判示のとおりである。

そうすると、請求項２の「当接」という用語の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとして、本件訂正明細書及び図面を参酌するとしても、同請求項の「当接」は「当たり接すること」を意味するにとどまるというべきであって、審決のように「当接」の意義を限定的に理解することは相当ではない。

以上によれば、審決がした「当接」の用語の意義の認定は誤りであるといわざるを得ず、この誤りが相違点６の判断に影響を及ぼすことは明らかである。」